

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 4年7月 / 日
				決裁日 4年7月 8日

## 農業委員会令和4年5月総会

開催日時 令和4年5月19日 午前10時00分～

開催場所 守口市役所1階 市民会議室106号

出席委員  
 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三  
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥久保田 哲夫  
 ⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 恵美子 ⑨中東 郷美  
 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦 ⑫山田 哲三

事務局 阪本、松前、中道

閉会時間 午前10時47分

西口会長 それでは、ただいまより、令和4年度5月の総会を開催したいと思います

最初に一言、お話をさせていただきたいと思います。世界は今、皆さん方御承知のように、三つの危機に直面していると。一つは、食料部門開発、気候の問題があります。エネルギーです。この三つと思ったら、そこに新たにといいますか、東西冷戦にまた直面しておるというような事実でございます。決して人ごとではありません。ということで、我々も、農業、食料を担っておりますので、食料の安全保障というものが、これからいかに大切かということになってこようかと思います。

あとは、先月の農業委員会でも、お話をさせていただきました。みどりの戦略法が、先月の22日、参議院本会議で全会一致で承認されております。ということで、これから農業の見解は、農薬ができるだけ減らすような形、化学肥料も減らすような形で、できたら、日本全国の3分の1は、農薬を全く使わない有機農業の農法を、国のはうは推進しております。100ヘクタール以上の有機農業の面積を予定しております。ということで、からの法のはうも、かなり変更せざるを得ないような状況でございます。みどりの戦略法

が、先日で合わせて植物防疫法という法が改正されています。それは、皆さん方も新聞紙上で見られたと思いますけれども、地球の温暖化による気候変動のほか、加えまして、病虫害が日本にも押し寄せてきているという現状があります。

一つは、具体的に言いますと、皆さん方はさつまいもの苗を植えられたと思うんですけれども、今年は、さつまいもの苗もちょっと上がっております。で、申し込んだけど入らんというような場合もあったかと思います。ということは、さつまいもの、漢字でいうたら基腐病って書いてますけど、もとくされ病というのが出ている。あとは、虫では、ツマジロクサヨトウ。それでまた、今年になって、トマトの黄化葉病、害虫が発生しております。ということで、ますますリスクが高まってるということで、皆さん方も、周辺農業者の皆さん方に、御注意をまたお知らせいただければ、ありがたいと思っています。

あとは、今日、事務局が資料いただいている、みんな大事な資料ですけど、その中、特に大事なのが、大阪府農業改革の3月に策定した「地域の農地を生かし持続可能な大阪農業をつくる根本の推進計画」ということで、これは農業会議やとなるんじゃなしに、我々農業委員会もこれと合わせて進めていく、運営主体は各農業委員会という形になっていますので、その辺もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

初めに農業委員会憲章を唱和したいと思います。いつも申し上げております新型コロナウィルスの感染防止の観点から、黙読をお願いいたします。それではよろしくお願ひいたします。

はい、ありがとうございます。黙読をおやめください。

それでは、本日の欠席委員の報告を、事務局よりお願ひいたします。

事務局 本日、欠席届の出ている委員は木村委員と、辻本卓郎委員でございます。2名でございます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりますので、会議は成立了いたします。

本日の署名委員は、木村委員が欠席なので、久保田委員と砂口委員でございます。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、事務局より、人事異動に関する報告がありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

事務局 令和3年3月31日に、前市民生活部長の多田のほうの退職に伴いまして、令和4年4月より、新型コロナワクチン推進室室長より市民生活部部長に、増田敬宜が就任されましたので、御挨拶させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 改めまして、増田と申します。よろしくお願ひいたします。前回、ちょっと公務で、第1回のときには御挨拶ができずに申し訳ございませんでした。ちょっと農業行政に取り組みについては、やや不知な部分がございますので、いろいろ皆さんに御指導いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

西口会長 ありがとうございます。まずは、もちろんこれからいろいろお世話かけると思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

事務局 増田部長は他の公務がございますので、退席させていただきます。

西口会長 ありがとうございました。

事務局 よろしくお願ひします。

(増田部長退席)

西口会長 それでは、議事進行にまいりますが、発言に際しまして、いつも申し上げております。まず、挙手をお願いし、私のほうから指名させていただきますので、御発言のほうをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、議案第2号「守口市農業委員会による最適化活動の推進等について」事務局より説明を求めます。お願ひします。

事務局 それでは、議案第2号の資料となりますホチキスどめの一番上の部分ですね、「農業委員会による最適化活動の推進等について」をごらんください。

この通知は、農林水産省経営局長から各都道府県知事宛てのもので、農業委員会の最適化活動の目標設定に取り組むこととされております。令和4年4月1日に施行されております。

法律上の条文上は、農業委員会等による法律で、2ページ目をごらんください。第6条第2項の規定に位置づけられており、「農業経

営の規模の拡大」、「耕作事業に供される農地等の集団化」、「農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」を農地利用の最適化と定義されております。

それでは、なぜ農地利用の最適化が重要視されているのかと申し上げますと、少子高齢化で年々農地の後継者が全国的に減少しており、「今使われている農地の継承が可能か」という危機感からです。

そこで、厳しい農業状況の中「今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へとつないでいく」ということ。つまり、農地利用最適化を農業委員会に求められているわけです。

今回、御参考までにその目標設定様式をお配りはしておりますが、主な内容は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進です。

ただ、この様式は全国統一のものであり、実際には大阪府内の都市農業地域を勘案され作成されたものとは言い難いものがございます。

冒頭で申し上げました、農林水産省、国の通知には、そして、法第37条には、農地等の利用の最適化の推進の状況等について公表しなければならないとされてはおりますが、大阪府のほうからは直接具体的な指導がなされていませんので、今回は、この施行のお知らせのみにさせていただきます。

今後、他市の動向も踏まえ、各項目の内容を吟味し、公表についてや数字の表記等、議題に上げさせていく予定でございます。

本日、配布させていただいております資料の一部は、その関連のものです。

以上です。

西口会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

ないようでございますので、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。この件はまたおいおい具体で進める中で、また課題が出てこようかと思います。そのときまた御意見をいただいたらいかがなものかなと思います。

事務局 この件につきまして、今現在、今も玄関でとかいろいろあるんですけれども、最適化の活動について公表しなければならない。実施して公表しなければならないということになっているという通知がきている中ですね、実際、大阪府のほうも、国の方に、やっぱり都市部と、要は都市農業と地方の農業では違うと。やっていく中で

はまだ全然ちょっと違う部分があるようで、国のほうにもまだ聞いていただいている、我々のほうも、大阪府からまだ返事のほうを待っているような状態です。実際、北河内につきましても、大東市や寝屋川市に関しても、今のところ議題に上げるつもりもないし、予定も考えてないという意見を聞いています。

それで、その辺の中で、ただ、やっぱり例えば四条畷に関しては、これ以上、農業委員さんの負担を増やすことになるようであれば、そういうこともする予定ではないということも言っていますので、ただ、かと言って、よそはよそでやり方がありますので、まずもって北河内の状況をしっかり調べさせていただきまして、それで、大阪府等の意見を反映させながら、再度しっかりしたものにしてから、皆様のほうに、こういう形でどうでしょうかというので、上程させていただこうかなというのが、現時点の考え方でございます。

内容についても、一枚ものの、この最初の農林水産系局長からきていたるこの文書1枚しかまだきてませんので、実際のところまだそれについて、今、大阪府のほうも、先ほどもお伝えさせていただいた確認中ということを聞いていますので、ちょっと通知がきたということで、だけになってしまいますが、お耳に入れとこうかなと思いまして。すみません、以上でございます。

西口会長 はい、どうぞ。

砂口委員 基本的には、これに至っては、そういうのはまだ決まってへんから、そんなん等も含め、今後のことを考えるというか。

事務局 まずもって必要ですね。はい、農業委員の活用を公表という、推進委員等の委員を吸い上げて、農業委員としてどうしていくかとか、それになるって、守口市につきましては、今のところ推進委員さんのほうも、来られませんので、もう農業委員さん独自で負担もすごくかかるてくるかなということもありますので、その辺ちょっと調整させていただきます。

西口会長 砂口委員、よろしいですか。

砂口委員 はい。

西口会長 ほか、御意見ありませんか。

はい、ないようでございますので、2「その他」に進みますが、事

務局より、農業委員に伴う活動記録簿について、説明があるようですので、お願ひいたします。よろしくお願ひします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。

これは、農業委員会の活動記録簿の様式変更に関するもので、先ほどの議案第2号にも関連するものです。

従来のものは、ホチキスどめでですね。最後の記録簿をまとめているホチキスどめの一番上の部分が、今、お使いになっておられる記録簿の様式でございます。この従来の1枚から2枚に変更となります。

変更点としましては、2枚目をごらんください。従来の様式は、「活動形態」と「活動区分」に分かれている全45項目ございましたが、今回、御提示させていただいているのは、府農業会議が全国農業会議所と協議の上、勘案された様式で、「農水省ガイドラインに基づき最適化活動」と「都市農業振興基本法を踏まえた活動」の2枚ございます。ただ、現時点では、確定の様式ではないようです。

それでは、別紙様式2-①をごらんください。すみません、ホチキスどめの2枚目です。

これは、農水省ガイドラインに基づく最適化活動に合わせ勘案されたもので、「農地の集積に向けた活動」、「遊休農地の解消・発生防止発動」、「新規参入の促進活動」の3つの活動からなり、22項目ございます。

次に、別紙様式2-②をごらんください。

これは都市農業振興基本法を踏まえた活動に合わせ勘案されたもので、「新鮮な農産物の供給を支える担い手の育成」、「災害時の防災空間」、「国土環境の保全」、「都市住民理解醸成」、「良好な景観の形成」そして、「その他」の分類で、項目数は20項目です。

委員様におかれましては、毎月の活動で、その項目にあてはまるものに印をつけていただき、総会ごとに御提出の程、お願ひいたします。

なお、この新様式に関しましては、記入例がございませんので、各項目の判断が難しい場合には、備考欄等に、具体的な活動内容をお書き願います

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただき、委員の皆様には、5月の活動報告より、この様式を御利用いただき、御提出御協力のほど、お願ひ申し上げます。以上です。

西口会長 何か御意見、御質問がありましたら、お受けしたいと思いますが。  
ないようでございますので、はい、どうぞ久保田委員。

久保田委員 農業委員活動記録簿については、承ったんですけれども、この3枚があって、今まで一番上の部門だけ御提出してましたが、5月分からは、一番上も含めて、下の2枚も提出すると、こういうふうに理解したらいいんですか。

事務局 すみません、一番上は従来のもので、今年度でいいますと、4月分までと解釈していただいて、この今月の5月分の活動から、2枚目、3枚目の御協力のほどよろしくお願ひします。

西口会長 久保田委員、いいですか。

久保田委員 はい。

西口会長 はい、ありがとうございます。

ほか、委員の皆さん方、御意見ありましたら頂戴したいと思います。  
いいですかね。はい、ありがとうございます。ほか事務局、追加の説明ありませんかね。

事務局 そうですね、今のところはまた、先ほど中道のほうから説明ありましたけど、分からぬことがありますれば事務局のほうに聞いていただいて、それで備考欄のほうに書いといてもらうという形で、様式も、これ全国統一で、今後こういう形でやっていっていただきたいということを続けてますので、よろしくお願ひいたします。

西口会長 はい、ありがとうございます。

それでは、本日農業委員会の総会の案件は全て終わりました。

石田委員 すみません、ごめん。この農業委員会の総会の5月次第で、僕、ちょっと遠回りで言うかも分からへんけどな、議事1、議案第2号なんか、1号って何かどこにあるの。

事務局 議案は年度ごとで変えてますので、今年度の。

石田委員 ああ、その形。

事務局 すみません。よろしくお願ひします。

石田委員 いやいや、こんなんが、すみません。

それともう一点、この昨年の3月の農業委員会総会で、守口市の下限面積が20アールから10アールに引き下げられましたと。これは、私も含めて委員皆さん全員の賛成のもとで引き下げられたというふうに思うんです。ただし、私のほうから、下限面積の説明について、事務局の説明について、私のほうから異議を申しましたが、事務局のほうから回答が得られず、そのときの事務局の説明では、

「後日、私と話し合いをもった上で、下限面積の解釈については、委員会で報告します」という事務局からの回答がありましたけど、1年以上たったいまだに、話し合いはおろか、もちろん報告もございません。私はそれについて、事務局に対して、大変不信感をもっております。こういう事務局の対応について、ほかの委員さんが、どのようにお考えなのか。もしよろしければ、御意見を伺っていただければありがとうございます。

西口会長 事務局、どうしましょう。その御意見の取り扱い。

石田委員 それで、事務局のほうの対応をあとで聞きまして、今回の事務局の対応について、委員の皆さん、どんなふうにお考えなのか、それを聞いてくださいって会長にお話しさせてますと。

西口会長 それでは、そういう下限面積についての、石田委員からの御発言でございます。突然、私も余り、皆さん方も、突然聞かれて、「えっ」と思って、あのとき了解したん何でやという、当時あの私の認識なんですけども、委員の皆さん方、余計なこと言うたら、議長ですので、ごめんなさい。委員の皆さん方の御意見を、一度聞かせていただきたいなと思っています。どなたからでも結構です。遠慮なしに御意見を頂戴したいと思います。

石田委員 まあ、この委員の皆さんに大変失礼な言い方になったかも分かりませんけども、委員の皆さんにお考えをちょっとお伺いしたいと思いましたのは、今回の資料の中にも、守口市の農政の活性化のために、新規農業者の開拓を図るとか、ちょっとその文面は違うかも分かりませんが、ここに書いてますこれですか、令和3年版の地域農業の将来を考えてみませんか。これは、全国農業会議所のほうからの発行でございます。この中で、ここで、1番も2番もそうですけども、

今後の農業について、皆さんどういうふうにお考えですか。耕作者に後をお願いするのか、あるいは貸し手になるこれからあなたに貸したい理解は。そういうふうなこともあります。そういうふうなことも書いておられます。で、皆さん御存じのとおり、下限面積といふのは、農地へ、こう売り買い、あるいは貸し借りするときに、最低面積が下限面積に達してなからしたら、売買も貸し借りもできないというのが、下限面積です。その下限面積の説明の中で、私は、間違いが、少なくとも、正確な説明ではなかった。それに対して私は、意見を申しましたが、委員会の中で、「その論議は、事務局のほうでやってくれ」と。それで、事務局のほうから、「後日、私と話し合って、その結果を皆さんに報告する」という、事務局からの回答です。

で、事務局ももちろんそうですが、委員も、これから農業を始めようとする人からの、守口市民以外の他市の市民も含めた住民から相談があったときに、的確に正しいお答えをしなければ、何のために下限面積を変更して、農地を取得しやすいようにしたのか。全く意味をなさない。そういう面では、下限面積についての認識、意識、把握、理解、これは、完璧にやっておかないと、行政としては、あるいは委員会としては、不親切極まりないことやと私は思っています。そういう面で、皆様の、失礼ながら御意見を少しいただきたいなと思いました。失礼があればおわび申し上げますが、よろしくお願ひいたします。

西口会長 何か、皆さん方、御意見あったら頂戴したいと思います。今月いただいている大阪農業時報の、3面ですかね。意見が出てます。耕作面積を確保で、農地保全に下限面積要件廃止での意見というのが出ています。それで、先月も、2日前に、この農業時報で、大阪府農業会議の会長、中谷会長が、全国役員会議ですかね。大阪の中谷会長は、全国の副会長もやられてます。ということで、当日は、農水省も来てまして、下限面積の話が出てまして、その辺にも耕作面積確保で、農地法でも下限面積要件廃止での意見と同じような意見が出てたように、私は、ちょっと記憶間違いかも分からんですけども、農業時報にも出ています。これは、中谷副会長の意見で、農水省に下限面積の件で、直接、農水省に意見をされてるという記事が出ていました。

どうしましょう。何でしたら、一回皆さん、考えていただいて、次回に回させていただいてもいいですか。それとも、今、討議、議論を重ねるほうがいいか。その辺の御意見をちょっとお伺いしたいと

思います。

石田委員 まあ、特段の委員の皆さんから御意見がなければ、それはそれで結構です。会長さん、一言、じゃあそれについて、どうお考えか教えていただければ。会長さんの御意見はどうですか。

西口会長 もう今、直接はやっぱあれなんで、また次回に回させていただけますか。

石田委員 もう1年以上たっているんです。

西口会長 え。

砂口委員 ちょっと待ってえな。そのな、その下限面積制度ね。ここで審議して決定したこと。これは変えられない。そうでしょ。下限面積を下げたというのは、これは決定事項ですから。そうでしょ。これは申しがたいことでしょ。で、なぜ変えるかという説明もして、10に変えたんでしょ。で、石田委員さんは、20の最初の下限面積の設定がおかしいんじゃないかという意見だったと私は記憶してんねん。あのときの。そしたら、その説明の最初の出発点の以前の問題だから、「事務局と話をしてくださいね」と私は申し上げたと思うけど。

で、まず、この総会で決定したことについて、異論はあって、またそれを覆るという意見なんで、言われてるのは、自分が納得できないから、何とか説明してくれとおっしゃっているのは、ちょっと私は、この委員会としての形からしたら、ちょっとおかしいちゃうかなというふうに思います。私の意見です。

石田委員 はい。ごめんなさい。ちょっと私の言い方が悪かったんかも分からへんけども、下限面積が20から10に引き下げられた件については、最初申し上げたとおり、私ども含めて全員の賛成のもとで可決された、引き下げが決定したと。それも、守口市のほうから、公告も出されておられます。もちろん、決定し、公布された件について、私が一からどうのこうのいう、覆すというのかな。私も、当初は賛成しましたから、当然、そのことについて、取り下げをしてくださいとか、改正をしてくださいとかいうのは、私は全く考へてもおりませんし、そういうことを言った覚えもないつもりです。

ただ、私が申し上げたいのは、市民の方から、農地を取得したいという相談があったときに、下限面積の意味合いをはっきりしとかん

と、相談された方に対して、的確な説明ができないでしょ。ですから、「下限面積の意味合いはどういうことですか」と、「はっきりした説明をしてください」と僕が申し上げただけで、私のその納得するためのものじゃなくって、委員の皆さん方が相談を受けたときに、みんなばらばらの回答をしたのでは、事務局も含めてばらばらの回答をしたのでは、相談された住民の方に非常に不利益が被るので、委員会の中で、事務局も委員も、統一した見解をもつべきではないですかと、私はそう申し上げているんです。

砂口委員 下限面積はね、私が思うのに、下限面積ってね。

石田委員 ごめんなさい。ちょっと聞こえへんので、ごめん。

砂口委員 下限面積ってね、その言えんっておっしゃってるけどね。下限面積自体はね、一つの条件でしょ。

石田委員 いや、違います。もう一つの条件のほうならいいけども、法定で規定されている唯一の条件です。

砂口委員 条件でしょ。

石田委員 はい。

砂口委員 その条件を、法律で規定されている条件を、が、それはどう意味でおっしゃっているのか、私にはよく理解できんですね。

石田委員 下限面積を、法的に書かれている趣旨も含めて、それを間違った解釈をしては、迷惑がかかるんで。

砂口委員 間違った解釈、ちょっと僕、どういう間違った解釈をするの。

石田委員 それ、ここで議論してもいいんですか。

砂口委員 いやいや、言うよりね、その話するのをね、ここでね、私、やってもらいたくないんだけどな。今日の総会はもう、これで終わりやん今日は。そうでしょう。案件として。まあ、今、その以前の説明がなかったというお話をしていただいたんだから、その説明がなかったことについてはね、石田委員さんと事務局のほうでね、なぜなか

ったんだということの説明を受けてくださいな。ここでなぜなかつたんやって、事務局にもやし、みんなの意見、聞いてくださいなんて言われても、皆さんかて、それを言いようがないやん。賛成して、十分、下限面積にしたんだから。

石田委員 事務局のほうが、皆さんのがいてる委員会の中で、事務局が回答されたんですよ。私と後日、話をして、それを・・。

砂口委員 うん、だからなかつたという、それだったんだからその話は、十分、説明してあげてくださいよ。そこから出発ですよ。それをね、我々のその意見、「なぜされなかつたん、皆さんどう思いますか」なんて、私たちに聞かれてもね、答えようがないやん。  
会長、決とって、はっきりしてくださいよ。こういう話をやる場所ですか、ここは。違うでしょ。

西口会長 いかがいたしましょうか。

石田委員 下限面積の把握については、当然、下限面積の意味合いについて、公的意味について、事務局の委員それぞれが、把握するのは当たり前じゃないんですか。どうでもいいんですか。記憶正してほしいんですが。法定で記載されている内容なんですよ。それに対して、事務局の説明がいいかけんな説明でいいんですか。それは、私と事務局だけの話ですか。

西口会長 今の石田さんの、事務局のやり方については、余り把握できてませんので。今、一体、石田さん、非農家の人が、10アール、格外の問題を言うとられるんでしょ。

石田委員 それも含めてです。

西口会長 え。

石田委員 それも含めてです。

西口会長 どうしましょう。

橋本委員 これ、話を進めてね、いろいろ、今までのことを議論したとしても、結果としては、結論、出ているわけですよね。もう賛成多数という。

ここの前回で。これを今、話をする。して、変わりますと。ただ、その内容を知らせということですか。それは、みんなの周知を一つのするという。ただ一つ。会長から話があったときに、私が理解したのは、敷居を下げたいと、農業委員会での敷居を下げたんで、最低のその数字を下げたいというふうにお聞きをしたので、都市農業の中で、下げて、農業に入ってくる人がおるんであれば、いいかなと思って賛成はしました。それがだめなことなんですか。これに対して、説明が違うんやったら。

石田委員 ここでね、審議するのが正しいか、正しくないかというのは、私も自信がないので、具体的には申しませんでしたが、事務局のほうの説明で、私が間違っているというのは、いうのが、事務局の説明は、既に農地をもっている方が、新たに、新たというか新たやね。追加で、ほかの農地を購入する場合に、下限面積が達してたらオーケーですと。そしたら、今、農地をもっていない人は、農地が買えないんですか。借りることができないんですかって僕は言っているんです。僕は、できると言うてます。

橋本委員 その数字を下げはったんじゃないんですか。

石田委員 だから、数字を下げようが上げようが、ゼロの人は、10アールであろうが20アールであろうが、1アールであろうが、購入することはできへん、借りることはできへんわけですよ。ゼロの人は。そうでしょ。事務局の説明では。僕は、ゼロでも購入できますよ、借りることができますって僕は言うてるんです。だから、下限面積の10が20とか、そんな下げたことに対して、僕は一言も何も言いません。下限面積の考え方方がおかしいんじゃないって、僕は言ってるわけ。

橋本委員 うーん。

石田委員 これは、大阪府の農業会議所に行きました、私もその点は確認しています。

橋本委員 はい。

石田委員 確認します。私が思ってることは、私の理解していることは間違いないというふうに確認しています。

橋本委員 なら、下限面積をつぶせという議論をここでするんですか。下限面積をゼロにするっていうことの結論を出すんですか。

石田委員 いやいや、じゃなくて。下限面積を下げる・・

橋本委員 我々のできる範囲の決定事項っていうのは、どこまでなんですかね。会長。

石田委員 いや、それはね、農業委員会でね、各種の実情に応じて、その下限面積を設定することができるというふうに法でうたわれているから、それに沿って、守口市は、20から10に引き下げましょうと、そういう提案があって、それで、守口市の農政の活性化のためには、それを引き下げるなどを、皆さんに、同意されて、賛成されたということです。ただ、そのときには、市民の方から、何回も言うて悪いんですけども、事務局の説明は、「既に農地を持っている人が、新たに購入して、合算で10アール以上あつたらオーケーだけども、ゼロの人は対象でない」という説明をするから、それは間違いやつて僕は言つてるわけ。

西口会長 はい、事務局お願ひします。

事務局 解釈の中で、前もって、話し合いがもててなかつたことは、事務局としては大変申し訳ないと。お互いがお話もできてなかつたという部分もございますので、その辺、1年たつてしまつて、皆さんに報告できてなかつたのは、委員さんの皆様に御迷惑をおかけして申し訳なかつたと思います。

ただ、ゼロとかゼロじゃない。例えば、貸す3条で権利移転と、それで貸し借りと、いろいろな部分がありますので、今おっしゃるように、ここでお時間とっていただいて、議論をしていただくことより、まずもつて石田委員と事務局のほうで、ゼロとかゼロじゃないという解釈の仕方もありますので、主に、こちらからゼロじゃないという思いもありますので、「1年たつて、まだそういうことを言つているのか」と言われるかもしれませんけれども、石田委員とお話し合いの時間を調整して取らせていただきまして、皆様に御報告させていただくという形でよろしいでしょうかね。

橋本委員 もう、そこで、そこの話ですよね。我々が確定したことが覆つてど

うやこうやっていうこと・・・。

事務局 今、皆さんの中で、今、おっしゃったように、事務局がゼロやとか、  
変えないとか、変えるとかいう話をしているんですけど、これはもう、  
皆さんの中でするべきことでもないし、その話が、僕らの解釈  
はこうやった、石田委員が言うてはることは、こういうことでした  
という説明も含めて、後日、報告させていただくという形をとらせて  
いただいたら、事務局としては助かるんですけれども。

西口会長 事務局から御提案がありました。いかがいたしましょう。  
事務局の提案を採用させていただいてよろしいでしょうか。  
(「はい」という声あり)

西口会長 また事務局の提案を採用させていただきます。異議のある方は、御発言  
お願いしたいと思います。石田委員以外、異議のある方は、ございませんか。  
(「異議なし」という声あり)

西口会長 はい、ありがとうございます。

それでは、農業委員会のほうを終了させていただきます。あとは、  
私のほうは、北河内の農業委員会の会長会議が届からあります。事業計画とか、いろいろな話が出ようかと思います。北河内農業委員会の事業としても、やっぱりコロナの影響が大であります。事業のほうが、思いどおりに推進ができない場合もありますけども、これは、もうコロナの関係で、やむなきを得なんと思っております。ただ、これからは、北河内と言えども、ウイズコロナで事業はできるだけ進める方向で考えていくべきやなと思っています。

それと合わせて、もう一つは、農業委員会の全国の会長会議が、5月31日火曜日ですね、渋谷公会堂であります。議案は、「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」ということが中心議題であります。先ほどありました大阪の農業会議とよく似たテーマであります。当日は、我々要請文をもって、与党、与党と言つたらいいかんかな、地元選出の議員に要請文を持ってまいります。ということで、地元の議員は、門真と守口が一緒で、公明党の議員です。その方に、議員会議に赴いて、要請、お願いを申し上げたいと思っています。それも、今日、届からで、その辺の議論が出てこようかと思います。そういうことで、私は動いてまいりたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げておきます。

次の総会の日時でございますが、6月20日、1時30分、6階の研修室を予定しておりますので、また社会情勢によりますが、おって連絡してまいりますので、その節は、よろしく御出席をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日はありがとうございます。これで終わりにいたしたいと思います。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員

砂 口 勝 紀

久保田 哲 夫